

平成30年第2回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

平成30年6月11日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 6号 砂川市飲酒運転撲滅に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 平成30年度砂川市病院事業会計補正予算

○出席委員（12名）

委員長 増山裕司君
委員 増井浩一君
中道博武君
武田圭介君
辻 勲君
沢田広志君

副委員長 武田真君
委員 多比良和伸君
佐々木政幸君
水島美喜子君
北谷文夫君
小黒弘君

（議長 飯澤明彦）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文
砂川市監査委員 栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 角丸誠一
総務部長兼会計管理者 熊崎一弘

総務部審議監	近藤恭史
総務課長	東正人
市長公室課長	安原雄二
政策調整課長	井上守
庁舎建設推進課長	畠山秀樹
庁舎建設推進課副審議監	徳永敏宏
会計課長	大西俊光
市民部長	大峯田和興
市民生活課長	佐藤哲朗
税務課長	堀田一茂
保健福祉部長	中村一久
社会福祉課長	斉藤隆史
兼子ども通園センター所長	
介護福祉課長	吉川美幸
兼ふれあいセンター所長	
ふれあいセンター副審議監	松原明美
経済部長	福士勇治
商工労働観光課長	為国修一
商工労働観光課副審議監	岩淵真里子
農政課長	小林哲也
建設部長	湯浅克己
建設部技監	荒木政宏
兼土木課長	
土木課副審議監	金泉敏博
建築住宅課長	金丸秀樹
建築住宅課副審議監	渋谷正紀
病院事務局長	朝日博
病院事務局審議監	山田基
兼医事課長	
管理課長	為国泰朗
管理課技術長	大内文雄
経営企画課長	渋谷和彦
地域医療連携課長	山川弘
研修管理室副審議監	森田康晴
附属看護専門学校副審議監	細川仁

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

開会 午前11時23分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 飯澤明彦君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には増山裕司委員、同副委員長には武田真委員を指名します。

休憩 午前11時23分

〔委員長 増山裕司君 着席〕

再開 午前11時24分

◎開議宣告

○委員長 増山裕司君 直ちに議事に入ります。

○委員長 増山裕司君 本委員会に付託されました議案第6号 砂川市飲酒運転撲滅に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第5号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 平成30年度砂川市病院事業会計補正予算の6件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて地方債補正及び歳入の審査の順で行い、次に事業会計の収入支出を一括審査する方法で進みたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第6号 砂川市飲酒運転撲滅に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

中道博武委員。

○中道博武委員 おはようございます。ちょっと確認をさせていただきます。

この一部改正に伴いまして、条例の中には6条の3項に警察と書いておりますし、8条の2項につきましては警察官ということであります。この辺の違いと、それからそれを整合化するということが警察に変えるということだろうと思っておりますけれども、この条例に鑑みてどのような意味になるのか、その辺を深く説明をいただきたいと思っております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今回の条例改正は提案理由の説明でも述べましたように、あくまでも条文の適正化ということで、既存の条例上であっても大きな間違いはありませんけれども、ただ、今執行機関のほうも条文の適正化ということで用語の統一等を図っている中で、今回飲酒運転撲滅条例というものは成り立ちが議会側からの委員会提案であったことも鑑みると、それにあわせて条例の適正化を図っていったほうがいだろうということで条文上の文言を統一するといったものであります。

○委員長 増山裕司君 中道博武委員。

○中道博武委員 そうすることによりまして、警察官、ここの指摘になるわけですが、警察となれば組織的なものになってくるということで、イメージ的に変わってくるのかなと思っております。その個々の問題と組織的なものと、そういうイメージ的なものをちょっと説明いただければと思っております。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 警察官を警察に改めるとなると、警察官というのは当然人を指すものであって、警察となると組織全体を指すものになります。通常ですと警察官と書いてしまうと制服を着ている警察官、あるいは私服の警察官といったものに限定され、例えば俸給表で見ると警察官の方は公安職の俸給表が適用されますけれども、警察全体にすると警察の中には警察行政職員の方もいて、一般的には裏方的な会計事務等を行っている方もいるのですが、ただそういった方々の中でも交通安全センターですとか、運転免許センターですとか、そういったところの職員の方でも警察行政職員の方もいると、こういった方々に通報することがあったとしても、それはやはり飲酒運転の阻止の一つのきっかけというか、対策の一つになるのではないのかなと思っておりますし、対象範囲が広いほど通報するといったような方の負担も減るのかなと思っております。意味合い的には、広げることによって対処方法がかなり限定的なものから広範囲なものになるということと、通報者の心理的な負担が軽減されるといったような違いがありますけれども、これによって何らかの法的な義務が新たに課されるわけではありませんし、既存の条例を見ましても6条の市民の役割、8条の酒類提供事業者の役割の中でも努めるものとするという努力義務でありますので、警察官を警察に拡張したとしても法的な義務が何ら影響されるものではないと考えております。

○委員長 増山裕司君 中道博武委員。

○中道博武委員 細部にわたってご説明いただきまして、ある程度理解はできます。現場

サイドではこういう形になった場合に具体的にどういう使い方をされるのか、もしお考えがあればご説明いただければと思います。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 実際の運用上の問題では今の既存の条例の中でもふぐあいはないと考えておりますけれども、例えば北海道警察本部のほうでは、北海道警察本部のホームページに飲酒運転根絶ボックスとってメールで匿名で情報を受け付けるようなものがあります。これが条例の警察官のままですと、直ちに警察官に入るというわけではなく、サーバーという機械を通しての通報になりますので、理論的にはそういった違いが出てくるのかなと。ただ、これも警察にすることによって警察組織全体、制度全体に対する通報に該当すると思いますので、そのふぐあいは解消されると思いますけれども、いずれにしましてもそういった機械等を通した通報であってもタイムラグは生じますが、警察官のほうへの通報にはつながるものだと思っておりますので、実益として運営上の問題は生じないのかなと。ただ、今申しましたように、警察官よりも警察に拡張した場合のほうが後々解釈の中で疑義が出る部分というのが少なくなるのかなと考えております。

○委員長 増山裕司君 中道博武委員。

○中道博武委員 大変詳しく説明いただきましてありがとうございました。僕も表面的なことしか考えていませんので、大変勉強になりました。先般6月6日の飲酒運転撲滅集会でも多くの参加された方がいました。まして、報道のほうも多くの方が来ておりました。改めて飲酒運転撲滅に対してみずから襟を正して、それからまた家庭内、あるいは家族内からもこういう不祥事を出さないように注意をしていきたいなと思っております。

ありがとうございました。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第4号 砂川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第5号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第5号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 平成30年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

それでは、14ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。16ページ、土木費、道路橋梁費。

武田圭介委員。

○武田圭介委員 まず最初に、道路橋梁維持費ということで、除雪グレーダーを購入することなのですけれども、提案理由の説明の中では経年劣化と部品の確保が難しく購入することだったのですが、これが今ここで予算が通るとどういったスケジュールで新しい機材が入ってくるのか。性能的なものというのは既存のものとは変わるものなのかどうかということなのですけれども、まずその点を最初にお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 道路橋梁維持費のグレーダーの購入の件についてのご質問でございますが、グレーダーの購入予定につきましてはこの後予算が成立させていただきましたら、シーズンが始まる前まで、おおむね雪の降る前までに購入する計画でございます。それから、性能につきましては、ほぼ今までのものと同様でございます。ただ、平成9年に購入したものが提案説明でもご説明させていただきましたとおり馬力の低下等で作業効率が落ちてきていること、また部品等の確保が難しいというようなこともございまして提案させていただいたところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 大体同じ性能のものを買うといったようなことでわかったのですけれども、ただこれも当然原課の皆さんご承知のように、冬は除雪に関しての苦情というか、市民の皆さんからのご意見は多いと思うのです。最近グレーダー等の設備があっても、そのオペレーターの方の技量も以前と比べて変わってきているということも考えれば、せっかくこうやって車両更新があるのであれば、もしかすると今は性能のいいものであればGPSを搭載しているようなものであれば除雪の精度等に関しても熟練のオペレーター並みに際まで除雪するようなこともできると思うのですけれども、なかなかそういったようなものってこういう大きな更新のときでないといけないと思うのですが、その辺というのは原課としてはどのように考えていましたか。

○委員長 増山裕司君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 あくまでも今までと同様の機械でございまして、GPS等というところまでは対応する予定はございませんが、性能といたしまして新しいものになりますので、効率もよくなりますし、当市のグレーダーの使用につきましてはシーズン頭から3月いっぱいまでほぼ道路の拡幅等に使っておりますので、そういうようなものを効率的に、故障する前に更新することによって安全に計画的に作業を進めていきたいと、そういう観点から入れかえさせていただきたいということで提案するものでございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 当然予算が可決して、入札をかけてから実際納入されるまで結構な時間

があると。先ほどの答弁の中では雪が降る前にはこれをももちろん装備するということがあったのですけれども、同じ性能のものであったとしても、乗るものが変われば、そのオペレーターがある程度習熟をしなければいけないなと思っているのですけれども、その辺というのは原課としてどう考えているのか。つまりシーズンが余りにも直近だと、すぐ出動というようなことになって、それがまた何かの事故とか破損とかにつながってもいけませんし、技量を磨くといったようなことを考えれば、新しい機材が来たときにはある一定の期間はそういったようなことも必要なのかなと思うのですが、その辺も踏まえての導入のスケジュール的なものになっていくのかどうかということなのですから、この辺っていかがですか。

○委員長 増山裕司君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 直営と申しますか、道路管理組合のほうにお貸ししております市の車両につきましては、運転していただくオペレーターの方々につきましては基本的には可能な限り前年度と同じような方というような形で熟練の方をお願いしているというようなところでございます。それから、機械につきましても、新しいものにはなりますが、操作方法につきましてはそうそう変わるものではないと考えておりますので、シーズンの頭、12月ぐらいにつきましては、雪の降り始めにつきましては試運転も兼ねながらの作業というようなところで、十分注意していただきながらそれになれていただきまして、シーズン本番に乗り込んでいただくというような形になるかと思ひまして、特に購入してから研修だとか練習だとかという時間、それは雪が降る前にとればとれるにこしたことはございませんが、なかなかそういうのも難しいと思ひますので、12月の雪の降り始めの段階の作業でそういうような研修等も兼ねながら、なれながら作業に当たっていただくというような形になる予定でございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 次に、道路橋梁新設改良費の関係で黄金通りの改良舗装工事ということで4,000万円ほど計上されていて、提案理由の説明の中では凍上で舗装が大分傷んでいるということだったのですが、ご承知のように、ことしの年始から非常に大雪で、道路があちこちで傷んでいると、これは国道なんかでも新聞報道等もあったのですけれども、当然黄金通り以外にも傷んでいる道路があったと思うのですが、今回いろいろと原課の中で優先順位を決めた中でこういったようなものが出されてきたと思うのですけれども、多分ほかにも同じような道路というのがあるのではないかと思うのですが、その辺というのはやっぱりこういうふうに1本ずつやっていくといった、予算の兼ね合いがありますから、そういう考えなのか、それともここが本当にひどい舗装状況なので、早急にやらないといけないといったようなことからここを選定したのかということなのですから、最初にその辺の確認をしたいと思ひます。

○委員長 増山裕司君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 今年度は大変な大雪ということで道路の傷みも結構ございました。例年私ども春先、雪が解けたときに道路パトロールをいたしまして、新年度予算とは別に、道路の傷みぐあいを見ながら必要に応じて舗装のパッチング等の作業をさせていただいているところでございます。本年度におきましても舗装の修繕ということをして3月の末あたりからやらせていただいたところでございますが、この区間につきましてはひび割れの状況がひどくて、このまま放置しておくとも交通量も結構ある路線でございますので、そういうことで今回ピックアップして予算計上させていただいたところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 先ほど提案理由の説明の中でこの4,000万円の中に測量と工事請負費が含まれているというお話だったのですが、そうすると、今の答弁も踏まえて言うならば、これは単純な修繕ではなくてきちんとした改良事業として行うという理解でよろしいのかどうかということなのではございますけれども、それでよろしいですか。

○委員長 増山裕司君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 この路線につきましては、春先のパトロールで、凍上ということで路盤が持ち上がる、そういうことで段差がつくというような状況でございます。路盤も若干薄い部分がございますので、舗装だけ直すということではなくて、道路改良を全体的にやらせていただきたいということで計上したところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 最後に、こちらのスケジュール的なものをお伺いしたいのですけれども、大体どれぐらいをめどにこの工事を完了させようと今原課のほうで考えているのか。当然予算を可決して、入札を行って、先ほどのグレーダーの購入と同じようにタイムラグは生じると思うのですけれども、それでもできればというか、冬までにはもちろん直るものなのかどうかということなのではございますけれども、その辺お伺いをしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 建設部技監。

○建設部技監 荒木政宏君 こちらのほうにつきましては、予算書のとおり委託料が420万、工事請負費3,580万ということで、測量と設計にいたしましては東4号通りから3号通りということで約280メートルの区間をさせていただきまして、そのうち今年度につきましては予算書のとおり100メートルをやらせていただきたい。これにつきましては、この後測量設計を行いまして工事入札となりますと秋にかかるというような状況で、これを12月いっぱいまでに終わらせたいという考えを持っておりますので、このような形で100メートルの区間をまずはことし上げさせていただいたところでございます。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。18ページ、第10款教育費、第3項中学校費、ありませんか。

小黒委員。

○小黒 弘委員 中学校費の提案説明では根本的なと言ったかどうか、ちょっと忘れましてけれども、前回事故があったという時の話では雪どめを設置するというお話だったのですけれども、提案説明でもあったのですけれども、もう少し詳しく、どんな修繕になるのかをお伺いします。

○委員長 増山裕司君 学務課長。

○学務課長 安田 貢君 今回の修繕の内容でございますけれども、現在石山中学校の生徒玄関の屋根、これについては南、北、西側の3方向に傾斜している状況でございますけれども、結果としまして昨年12月に生徒の出入りする西側のところで落雪の車両事故を発生させてしまったところでございます。その点に鑑みまして、事故発生後、落雪しないように雪どめの設置等の対応を図ってきたところでありますが、今般生徒が出入りするという、その重要性に鑑みて、落雪の危険性を完全に排除するために西側の傾斜をなくしまして、南北2方向とするという傾斜をつける屋根へ改修する予定でございます。

○委員長 増山裕司君 小黒委員。

○小黒 弘委員 事故があって、その当初の対応としては雪どめで何とかなるだろうと思ったのだらうと思うのです。こういう予算までつけようというような話はなかったもので、あの事故の報告のときには、それで、どうしてこうなっているとする、その過程を知りたいのです。最初からしっかり見ていけば、こういう予算が最初から出てきてもおかしくないような状況だったなと私は思っているのですけれども、その辺のここに至る考え方の移り変わりをお伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長 増山裕司君 学務課長。

○学務課長 安田 貢君 検討の経過といたしましては、当初雪どめということでの対応で図ってまいりたい。その後侵入の防止というような対策も講じてきたところでありますが、雪どめに関してそれで100%必ず落雪しないかということになりますと、その危険性を完全に排除することはできないであろうと、また臨時議会でのご質疑もいただき、教育委員会議の中でも抜本的な解決ということについてのご意見も頂戴した中、内部協議をいたしまして、これはこの冬に向けまして補正予算を計上させていただくべきであろうということで提案に至った次第でございます。

○委員長 増山裕司君 小黒弘委員。

○小黒 弘委員 あのときたしか議場でもちょっと話をしたのですけれども、屋根の形状だけではなくて、少し弱さが見られるのではないかなと私は感じたのですけれども、たわみという表現でしましたけれども、そこも結局は改善されるのでしょうか、今回で。

○委員長 増山裕司君 学務課長。

○学務課長 安田 貢君 委員ご指摘のたわみという点でありますけれども、それは屋根と柱の間のはり部分のコンクリートについて中央部分から見ますと左右にややゆがんでい

るということのご指摘かと思いますが、この点については改修内容には入っておりませんが、建築住宅課に確認しておりますが、これは校舎建築以来ずっとこの形状であるということで、経年による変化が生じているものではないということから、改修内容には入っていないところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 今ほど小黒委員の質疑もありましたので、私のほうはこの工事をするとすれば当然休業期に行うのかなと思うのですけれども、まず工期の関係をお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 学務課長。

○学務課長 安田 貢君 工事につきましては、補正予算の議決をいただきました後、7月ぐらいに入札の予定ということで、その後9月ぐらいまで工期の期間としては見込んでいるところでございます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 学校の生徒の玄関ですから、より一層工事に関しては事故が発生しないように配慮はしていただきたいと思ひますし、その辺は当然入札が行われて業者が決まった段階でもそういう話が出ると思ひます。それと同時に、今南北に屋根の傾斜をつけるということなのですけれども、仮にこの工事が完了してそうなったときに南北のほうに雪が落ちるとしても、そこは人が通れるような状況であったり、車が入れるような状況にもなっているのであれば、結果的には雪の落ちる場所が変わっただけであって、また前の専決処分であったような事故が起きるかもしれませんので、その辺の対応も一緒にやっていかないと、ハードだけ整備するのではなくて、ソフトの面も一緒に考えてやっていただきたいと思ひますので、その辺というのは、今2点ほどありましたけれどもお伺いしたいと思います。

○委員長 増山裕司君 学務課長。

○学務課長 安田 貢君 工期の中心につきましては、夏休み中に実施いたしまして、学校教育活動に大きな支障を生じないような配慮をしまひたいと思ひますし、またご指摘の南北への落雪、これは現状としても南北に落雪いたしますが、その点は現場学校管理の中で十分に注意、生徒、保護者への喚起を促して、そこに侵入できないような形と。一定の積雪量になってきますと必然的に通れないということもござひますが、そういった状況になる前から十二分な注意喚起を図ってまひりたいと思ひます。

○委員長 増山裕司君 武田圭介委員。

○武田圭介委員 夏休み中であっても、部活動で生徒さんとかお迎えの保護者の方も来るかもしれませんので、工事業者に関しては人がいないと思ひのではなくて常に細心の注意を払って工事をしていただくように、教育委員会のほうからもお願いをしていただきたいと思ひます。

終わります。

○委員長 増山裕司君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に進みます。続いて、4ページ、第2表、地方債補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。8ページから12ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 平成30年度砂川市病院事業会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。収入支出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 増山裕司君 以上で本委員会に付託されました議案第6号、第3号から第5号、第1号及び第2号の各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会します。

散会 午前11時56分

委 員 長